

**概要版** 伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）の制定に係る意見募集

▷改正する条例一覧

	条例名（略称）	区分	根拠	対象
①	居宅介護支援運営基準	一部改正	省令	要介護
②	地域密着型サービス運営基準			
③	地域密着型介護予防サービス運営基準			要支援
④	介護予防支援運営基準			

▷国の基準省令と市条例の関係

区分	国の基準と市条例の関係
従うべき基準	条例は必ず基準に適合しなければならない。
標準とすべき基準	条例は基準の「標準」通常よるべき基準とする。（合理的理由がある範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることが許容される。）
参酌すべき基準	条例は基準の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。（地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。）

▷主な条例改正の内容

**全サービス共通**

○重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける。 ①～④【参酌すべき基準】

（1年間の経過措置期間を設ける。）

○管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 ①～④【従うべき基準】

**多機能系サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）**

○管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しない。 ②③【従うべき基準】

**居宅介護支援事業所**

○ケアマネジャー1人当たりの取扱件数 ①【従うべき基準】

・要介護者の数に、要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下

○指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、人員配置基準を規定する。 ④【従うべき基準】

**居住・施設系サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）**

○以下の要件を満たす協力医療機関を定めること。 ②③【参酌すべき基準】

（認知症対応型共同生活介護については、努力義務。地域密着型介護老人福祉施設については、義務化され3年の経過措置期間を設ける。）

・入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

・診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

○新興感染症の発生時等の対応 ②③【参酌すべき基準】

・あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める。

・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。